

レジーナリゾート宿泊約款改定内容

(2022年4月1日より適用)

【宿泊約款】

		2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
第7条	当ホテルの契約解除権	天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。	自然災害、 <u>大規模障害</u> 等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。 <u>又は安全かつ円滑な営業が不可能となるおそれが極めて大きいとき。</u>
第19条	管轄裁判所と準拠法	—	当ホテルと宿泊客との間の宿泊等の利用契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的な第一審の合意管轄裁判所とします。
第20条	約款等の変更	—	<p>1.当ホテルは以下の場合に、当社の裁量により、約款等を変更することができます。</p> <p>(1) 約款等の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) 約款等の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2.当ホテルは前項による約款等の変更にあたり、変更後の約款等の効力発生日の2週間前までに、約款等を変更する旨及び変更後の約款等の内容とその効力発生日を当ホテルウェブサイト (URL : https://www.regina-resorts.com/) に掲示します。</p> <p>3.変更後の約款等の効力発生日以降に宿泊客が宿泊契約の予約をしたときは、宿泊客は、約款等の変更に同意したものとみなします。</p>